

規制の事前評価書

評価実施日：平成22年2月22日

政策	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案		
担当課	河川局砂防部砂防計画課	担当課長名	南哲行
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容 【関連条項】 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第28条 【内容】 ・緊急調査のための土地の立入り等</p> <p>② 規制の目的 河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害から国民の生命・身体を保護するため、市町村が住民への避難の指示等を適切に行えるよう、土砂災害の急迫した危険がある場合において、国又は都道府県による緊急調査を円滑に実施できるようにする。 （※緊急調査：土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の発生が想定される土地の区域及び時期に関する調査）</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p style="margin-left: 20px;">a 関連する政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</p> <p style="margin-left: 20px;">b 関連する施策目標 1 2 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p> <p style="margin-left: 20px;">c 関連する業績指標 —</p> <p style="margin-left: 20px;">d 業績指標の目標値及び目標年度 —</p> <p style="margin-left: 20px;">e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 本規制は、土砂災害の急迫した危険がある場合において、国又は都道府県が緊急調査を円滑に実施することにより、河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害から国民の生命・身体を保護するために行うものである。 ただし、河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害が国民の生命・身体に影響を与えるかどうかについては、緊急調査の円滑な実施のみならず、河道閉塞（天然ダム）等の規模や、住民が確実に避難するか否か等、非常に多数の要素が複合的に影響する。そのため、本規制の有無と国民の生命・身体の保護との関係について、一義的に判断することは難しいことから、定量的な指標を設定することは困難である。</p> <p>④ 規制の内容 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。【第28条】</p> <p>⑤ 規制の必要性 土砂災害による犠牲者ゼロを実現するためには、土砂災害の危険性</p>		

	<p>が高まった際に、そのことを市町村長が的確に把握し、危険区域内の住民に対して避難指示等を円滑に実施する必要がある。そのためには、市町村は、土砂災害の急迫した危険がある場所において、実際に現地に立ち入って、調査、監視、観測等を行い、山腹の崩壊、土砂の流出といった地形の変化を把握する必要があるが、土砂災害の経験の少ない市町村では、土砂災害に関する高度な技術を有していないため、過去の土砂災害発生事例において、必ずしも適切に避難指示等が実施されているとは言えない。（＝目標と現実のギャップ）</p> <p>土砂災害の危険性が高まった際の避難指示等は市町村長の責務であるが、土砂災害の経験の少ない市町村では、被害が想定される区域及び時期の特定等が困難なため、適切な避難指示等が困難。（＝原因分析）</p> <p>土砂災害の危険性が高まった際には、土砂災害に関する専門的知見を有する国や都道府県の職員やその受任者が、昼夜あるいは土地の所有者を問わず、実際に現地に立ち入って、調査、監視、観測等を行い、山腹の崩壊、土砂の流出といった地形の変化を把握し、その結果を元に、市町村に対して、被害が想定される区域及び時期の情報提供を行うことができるような仕組みが必要。（＝課題の分析）</p> <p>以上より、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の中に、土砂災害の急迫した危険がある場合における、国又は都道府県により緊急調査の実施、土砂災害の被害が想定される区域及び時期の市町村への通知及び一般への周知等必要な事項を定めることとする。その上で、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができるものとする。（＝規制の具体的内容）</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用する際には、その土地の所有者の同意を得なければならないこととする。</p>
<p>規制の費用</p>	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地への立ち入りや、特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することを認めることにより、土地の所有者等が一時的に使用制限を受ける等の遵守費用が発生するが、損失補償規定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第5条第8項）が設けられていることもあって、その費用は殆ど生じない。</p> <p>b 行政費用 国又は都道府県による緊急調査を実施する際に、土地内に存する支障物件等処理等することにより、損失補償に要する費用等の一定の行政費用が発生する。</p> <p>c その他の社会的費用 —</p> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 土地の所有者が任意に土地への立ち入りや、作業場として一時使用することを認める場合は、本案と同様の費用が発生するが、所有者に損失</p>

	<p>が生じた場合には当該費用を補償することにより、その費用は殆ど生じない。</p> <p>b 行政費用 土地の所有者が任意に土地への立ち入りや、作業場として一時使用することを認める場合は、本案と同様に補償に要する費用等の一定の行政費用が発生する。</p> <p>c その他の社会的費用 —</p>
<p>規制の便益</p>	<p>① 当該規制案における便益の要素 国又は都道府県による緊急調査の実施時に、他人の占有する土地への立ち入りや、特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することを認めることにより、土砂災害の急迫した危険がある場合において、緊急調査が迅速かつ円滑に実施される。その緊急調査により土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を得ることができ、その情報を市町村に通知することにより、市町村が住民への避難の指示等を適切に行うことができるようになり、河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害から国民の生命・身体を保護することが可能となる。</p> <p>② 代替案における便益の要素 土地の所有者が任意に土地への立ち入りや、作業場として一時使用することを認める場合は、本案と同等の効果が得られるものの、所有者が立ち入りや作業場としての使用に応じない場合や、所有者の意思が確認できない場合は、土地を使用等することができない。このような場合、土砂災害の急迫した危険がある場合において、緊急調査が迅速かつ円滑に実施されなくなる。そのため、市町村が住民への避難の指示を適切な時期に行うことを逸したり、本来被害が想定される区域及び時期よりも、広範囲かつ長期間に渡り避難指示を出す等、指示等を適切に行うことができないため、河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害から国民の生命・身体を保護することが困難となる。</p>
<p>規制の効率性 （費用と便益の関係の分析）</p>	<p>本案については、国又は都道府県による緊急調査を実施するための一定の行政費用が想定されるものの、土砂災害の急迫した危険がある場合において迅速かつ円滑な緊急調査の実施が可能となり、市町村が住民への避難の指示等を適切に行うことができるようになり、河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害から国民の生命・身体を保護することが可能となる。</p> <p>一方、代替案については、本案と同等の行政費用が発生する一方で、土地の所有者が立ち入りや作業場としての使用に応じない場合や、土地の所有者の意思が確認できない場合は、土地を使用等することができないため、土砂災害の急迫した危険がある場合において、緊急調査が迅速かつ円滑に実施することができないため、市町村が住民への避難の指示等を適切に行うことができないおそれがある。</p> <p>このため、本案の方が代替案より優れていると考えられる。</p>
<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度委員会」提言（平成21年12月16日） 6. 土砂災害防止法等の改正の方向性及び考え方 (2) 緊急調査の実施 ③ 国土交通大臣又は都道府県知事の命じた者等は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。</p>
<p>事後評価又は事後検証</p>	<p>本規制は、土砂災害の急迫した危険がある場合において、国又は都道府</p>

の実施方法及び時期	県が緊急調査を実施する場合に適用されるものであり、今後の緊急調査の実施状況を踏まえて概ね5年後を目処に事後検証を実施する。
その他 (規制の有効性等)	国又は都道府県による緊急調査の実施時に、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときに、他人の占有する土地への立ち入りや、特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することを認めることにより、土砂災害の急迫した危険がある場合において迅速かつ円滑な緊急調査の実施が可能となり、市町村が住民への避難の指示等を適切に行うことができる。すなわち、河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害から国民の生命・身体を保護することが可能となる。